

高槻市における 臭気の規制



令和元年 8 月
高槻市

1 概要

「におい」とは、空気中を漂い嗅覚を刺激するものとされています。その中でも、人が感じる嫌なにおい、不快なにおいを「悪臭」といいます。また、においには個人差や嗜好性、慣れによる影響があり、一般的に「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては「悪臭」として感じられることがあります。

このような「悪臭」は、市民の生活環境の低下につながりかねないことから、国は「悪臭防止法」を定め、工場その他の事業場において事業活動に伴い発生する悪臭を規制することを通じて、生活環境を保全することとしています。

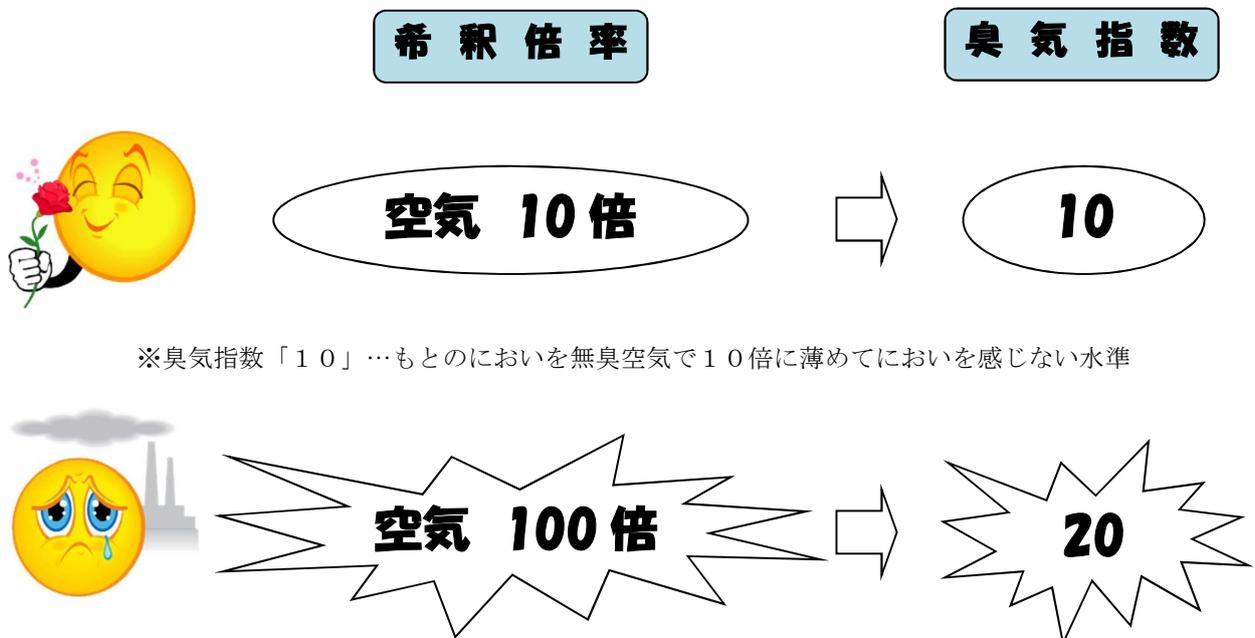
また、悪臭に関する苦情は、単一物質に起因したものだけでなく、いろいろな物質が混じりあった複合臭に起因するケースも数多く見られます。そのため、高槻市ではこれらに対応できる「臭気指数」に基づく規制を行っています。

2 臭気指数とは

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化したものです。

具体的には、もとのにおいを人間の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気でもめたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた値です。臭気が強くなるほど臭気指数も高くなります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{希釈倍率})$$



※臭気指数「10」…もとのにおいを無臭空気でもめた10倍に薄めてにおいを感しない水準

※臭気指数「20」…もとのにおいを無臭空気でもめた100倍に薄めてにおいを感しない水準

3 規制内容

- (1) 対象
すべての工場・事業場（一般家庭は規制対象外）
- (2) 対象地域
高槻市全域
- (3) 基準
 - ① 1号基準—敷地境界線上の規制基準

臭気指数「10」



- ② 2号基準—気体排出口の規制基準
排出口から拡散した臭気が敷地境界線上の着地地点において1号基準以下とするために、排出口において満たすべき値です。煙突の高さ等、臭気の拡散状況を勘案して設定されます。
(参考) 環境省 水・大気環境局 大気生活環境室作成
 - ・パンフレット「よくわかる臭気指数規制2号基準」
 - ・臭気指数規制第2号基準算定ソフト「においシミュレーター」

- ③ 3号基準—排出水の規制基準

臭気指数「26」



- (4) 行政措置
当該工場・事業場からの臭気により、住民の生活環境が損なわれている可能性があるとして認められる場合には、市では報告徴収、立入検査を実施します。
また、規制基準を超過し、かつ、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合には、市は改善勧告、改善命令を発動することができます。命令に違反したのものには、罰則が科せられます。

4 悪臭問題への対応

問題となる悪臭は、工場・事業場の種類、作業工程などにより、その原因物質、濃度、排出量、性状など様々です。そのため、以下のようなプロセスで解決を図っていくことが効果的です。

【Step1】事業場周辺の調査

問題はどのような環境で起こっているか？

- ・ 近隣住宅との距離
- ・ 空気の流れ
- ・ 排出口の向き
- ・ 空気の滞留のしやすさ
- ・ 排出口の高さ
- など



【Step2】実態の究明

臭いの状況や程度？

- ・ においの出所
- ・ においが発生する時間帯
- ・ においの種類
- ・ においが発生する頻度
- など

工場の種類、作業内容などにより原因、濃度、排出量などは様々です。



【Step3】改善対策の検討

現状を見直し、改善する方法はどのようなものか？

[運用の改善]

- ・ 施設の密閉
- ・ 作業方法の変更
- ・ こまめな清掃



[設備の改修]

- ・ 排出口の向き、高さの変更
- ・ 植栽

など

一つの方法だけでなく、複数を組み合わせることが効果的です。



必要に応じて



【Step4】脱臭装置の検討

有効で導入可能な脱臭装置はあるか？

- ・ 脱臭方式、コスト、メンテナンス、設置場所などを十分に考慮して選定



解決

お問合せ先 高槻市市民生活環境部環境政策課
TEL 072-674-7486
FAX 072-661-3198